

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和6（2024）年5月31日現在

	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
1	こども家庭庁	受胎調節実地指導員 [昭和27年度]	母体保護法	—	都道府県知事 [指定証の交付]	○			母体保護法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第63号）にて改正		こども家庭庁成育局母子保健課 TEL 03-6862-0505
2	こども家庭庁	保育士 [昭和22年度]	児童福祉法	—	都道府県知事 [保育士証の交付]	○					こども家庭庁成育局成育基盤企画課保育士対策係 TEL 03-6861-0058